令和８年１０月１５日版

指定ごみ袋取扱店募集案内

上野原市では、指定ごみ袋を取り扱っていただける店舗「指定ごみ袋取扱店」を募集します。

１．取扱店の役割（主な業務）

（１）指定ごみ袋の発注及び在庫管理
（２）指定ごみ袋の販売及び不良品交換
（３）指定ごみ袋代金を上野原市へ納入

２．指定ごみ袋の種類

種別	種類	市の希望販売価格 １０枚／１組
燃えるごみ用 （ピンク色半透明）	大（４５リットル）	２０９円
	小（２０リットル）	１４３円

（市の希望販売価格には消費税が含まれています。）

３．取扱いにあたっての遵守事項

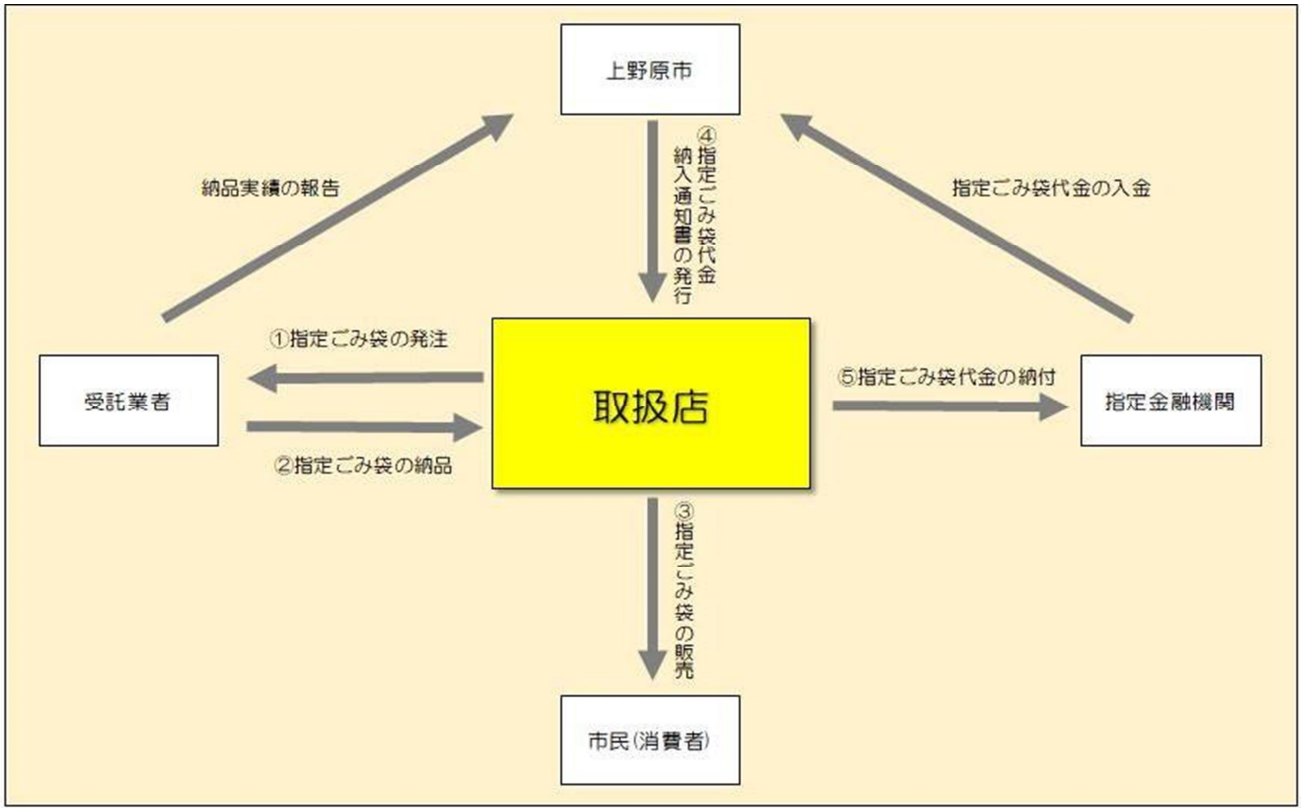
（１）特定のサイズのみを取り扱うことはできません。全サイズを取り扱い、欠品防止に努めてください。
（２）１枚単位のバラ売りはできません。外装袋に入った「１組（１０枚入り）」単位で販売してください。
（３）希望販売価格を大きく上回る不当な高額販売や、原価を割るような過度な値引き販売は行わないでください。
（４）他の商品の購入特典や、景品・サービス品として無償配布・利用することはできません。

４．取扱店の要件

（１）上野原市、大月市、都留市、相模原市緑区藤野地区に、日常生活用品等の販売を営むため、店員が常駐する店舗を有し、現に営業していること。
（２）市税を滞納していないこと。
（３）破産法による破産手続開始の申立てがなされておらず、かつ破産手続開始の決定を受けていないこと。
（４）会社更生法による更正手続開始の申立てがなされておらず、かつ更正手続開始の決定を受けていないこと。

（５）民事再生法による再生手続開始の申立てがなされておらず、かつ再生手続開始の決定を受けていないこと。

５．指定ごみ袋取扱店関連事務の流れ



①受託業者（市が指定ごみ袋の製造・配送等業務を委託した事業者）にＦＡＸ等で指定ごみ袋を発注します。
※指定ごみ袋は、箱（５０組入り）単位での発注になります。
②受託業者から指定ごみ袋が納品されます。納品書を受け取り、受領書を受託業者へ渡します。なお、納品書は保管してください。
③指定ごみ袋を市民に販売します。
④指定ごみ袋の納品を受けた月は、月締めで市から指定ごみ袋代金の納入通知書が送付されます。
⑤納入通知書の明細と受領した指定ごみ袋の数量が間違いないことを確認し、納付期限までに市指定金融機関で指定ごみ袋代金を納付します。

６．登録申請の方法

（１）必要書類
①上野原市指定ごみ袋取扱店登録申請書（様式第１号）･･･１部
※複数店舗を一括申請する場合は別紙「取扱店一覧表」を記載し添付してください。
②店舗の位置図･･･１部（複数店舗の一括申請の場合は、全ての店舗の位置図）
※住宅地図の写しなど店舗の位置が分かるもの。

③納税証明書･･･１部

※発行後、３ヶ月以内のものとし、課税されている全ての市税に滞納がないことが確認できるものを添付してください。

※市外の店舗のため、上野原市からの課税がない場合は、所在地の自治体で証明書を取得し添付してください。

☆対象となる税

個人の場合･･･市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税

法人の場合･･･法人市民税、市県民税（特別徴収）、固定資産税、軽自動車税

※納税証明書の発行については、各自治体の所管部署へご確認ください。なお、実際に金融機関等で市税を納めてから、納入の確認できるまでタイムラグがある場合があります。数日前に市税を納入した場合等は、領収書または引落口座の写しを所管部署に提示してください。

（２）申請期間

随時、登録申請を受け付けます。

（３）提出方法

持参または郵送してください。

※持参の場合は、受付時間内に提出してください。

受付時間･･･平日　８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５

７．取扱店指定までの流れ

①申請書等の提出

「登録申請書（及び必要書類）」を提出してください。

②審査・登録通知

申請書等の審査を行い、登録決定した場合、「登録通知書」と「協定書（２通）」、「手引き（マニュアル）」を郵送します。

③協定の締結

協定書等の内容をご確認のうえ、記名・押印し、「協定書」を２通とも提出してください。

④取扱店の指定

市が協定書に押印し、１通をお返しします。あわせて、「取扱店指定証」と「取扱店ステッカー」を同封します。

【申請書等提出先・問合せ先】

上野原市役所　生活環境課　ごみ対策担当

〒409-0112　上野原市上野原８３４４

上野原市クリーンセンター

ＴＥＬ　0554-63-5353　　ＦＡＸ　0554-63-6250